（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（付随業務） **第五十八条**　［略］ ［２・３　略］ ４　法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。 一　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。） 二　暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。）に係る取引 ［５～９　略］ （暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置） **第七十条の二**　農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第九十七条第二項第二十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。 （暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等） **第七十条の三**　農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、農林中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。	（付随業務） **第五十八条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［５～９　同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］